

随意契約内容及び選定理由書

件名	南クリーンセンター運転管理及びごみ受入業務委託															
履行場所	松山市市坪西町1000番地1 南クリーンセンター															
業務内容	本業務は、南クリーンセンターでの焼却、破砕等の運転管理及びごみ受入、プラントホーム作業等の業務を関係法令を遵守しながら安定的に履行するものです。															
履行期間	令和	6	年	4	月	1	日	～	令和	7	年	3	月	31	日	
契約締結日	令和	6	年	4	月	1	日									
契約金額	500,280,000					円	※単価契約の場合単価					円				
契約の相手方	住所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号														
	名称	荏原環境プラント株式会社 西日本支店														
選定理由	<p>当該施設は、性能発注によりプラントメーカー独自の高度な技術力を駆使して建設されたもので、公害規制値を遵守しながら不均質なごみを焼却し、火力発電所と同じように発電を行っています。そのため、当該施設の運転管理業務は、特殊性が極めて高く、建設メーカーのノウハウや指導がなければ現実的に実施困難です。</p> <p>本業務は、市民生活のライフラインにかかわる重要な業務であり、当該業者が、建設プラントメーカー関連の維持管理会社で運転管理もメーカーの教育指導を受け、故障や保守の際にも迅速な対応ができ、本業務を履行可能な唯一の業者であることから選定しました。</p>															
主管課等名	清掃施設課															
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項		第	2	号											

- (注 意)
1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。
 3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。